

令和4年12月19日

朝倉市長 林裕二様

公益社団法人 甘木朝倉法人会
会長 阿部 達彦

令和5年度税制改正要望事項

項目	課題
消費税の軽減税率等について	<p>令和元年10月に消費税率の引き上げと同時に導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担も大きいことから、今後低所得者対策の効果等も見極めながら、制度の存続を検討していくべきである。</p> <p>また、事業者の事務負担を考慮すれば、令和5年10月に導入される予定の「適格請求書保存方式」（インボイス方式）は中小企業にとっては大きな事務負担を強いることとなるため見直し、現行の「区分記載請求書保存方式」を維持すること、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置（3年間）を当面維持するなどの弹力的対応を求める。</p> <p>それに加えてインボイス制度については、いまだに納税者の理解が深まっていないことから、より一層の制度の周知が求められる。</p>
事業承継税制の拡充	<p>事業承継を伴う相続にあたっては、事業用財産を個人の私的活動に要する財産と切り分けて、自社事業の株式や個人事業者の事業用財産については、相続税の課税価格に含めないなど、抜本的な改正が必要である。</p> <p>現在も相続税、贈与税の納税猶予制度はあるものの、猶予制度ではなく、免除制度に改めるべきである。</p> <p>中小企業の株式の評価にあたっても、現行の制度では企業価値が高まるほど株価が上昇し、税負担が増大することとなるが、このような評価の在り方についても見直す必要がある。</p>
中小企業に関連する税制	<p>法人税における中小企業の軽減税率（現行15%）については、現行の税率を恒久化すべきである。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を1,600万円程度に引き上げ</p>

	<p>することが望ましい。</p> <p>中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（現行300万円）を撤廃すべきである。</p>
法人税	<p>役員給与については、役員の職務執行の対価であることから、原則損金不算入としている法人税法第34条を改正し、原則損金算入とすること。</p> <p>適用額明細書については、実際に他の別表を添付していることから、二重の事務負担が生じている。事務負担の観点から廃止すべきである。</p> <p>退職給与引当金は、将来確実に発生する債務に対する引当であることから、繰入については損金算入を認めること。</p> <p>賞与引当金についても、各月において費用が発生していると認められることから、繰入について損金算入を認めること。</p>
所得税	<p>各種控除制度については、非常に複雑化しており、時代に合った形での見直しが望ましい。</p> <p>土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失について、損益通算及び繰越控除を認めること。</p>
相続税・贈与税	<p>保険金及び死亡退職金の非課税限度額（500万円×法定相続人の数）については、昭和63年度税制改正で定められたものであり、相当期間経過していることから、それぞれ1,000万円×法定相続人の数に引き上げること。</p> <p>相続開始後に発生する費用（遺言執行費用や税理士による相続税申告費用など）は、相続税の課税財産から控除すること。</p>
印紙税	<p>近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。</p>
地方税関係	<p>事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、自社所有物件であれば、固定資産税との二重課税になることから、税目 자체を廃止すべきである。</p> <p>償却資産に係る固定資産税については、納税者の事務負担の觀</p>

	<p>点等から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を中小企業の少額減価償却資産（30万円）まで拡大すること。また、賦課期日を現在の毎年1月1日から、法人については各法人の事業年度末日に合わせることが望ましい。</p> <p>家屋の評価については、経過年数に応じた経年減価を加味した方法によるべきである。</p> <p>将来を担う世代の納税意識の確立や税知識の普及のためにも、租税教育を充実・強化することが望まれる。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。</p>
その他	

以上

令和4年12月19日

朝倉市議会議長 半田雄三様

公益社団法人 甘木朝倉法人会
会長 阿部 達彦

令和5年度税制改正要望事項

項目	課題
消費税の軽減税率等について	<p>令和元年10月に消費税率の引き上げと同時に導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担も大きいことから、今後低所得者対策の効果等も見極めながら、制度の存続を検討していくべきである。</p> <p>また、事業者の事務負担を考慮すれば、令和5年10月に導入される予定の「適格請求書保存方式」（インボイス方式）は中小企業にとっては大きな事務負担を強いることとなるため見直し、現行の「区分記載請求書保存方式」を維持すること、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置（3年間）を当面維持するなどの弾力的対応を求める。</p> <p>それに加えてインボイス制度については、いまだに納税者の理解が深まっていないことから、より一層の制度の周知が求められる。</p>
事業承継税制の拡充	<p>事業承継を伴う相続にあたっては、事業用財産を個人の私的活動に要する財産と切り分けて、自社事業の株式や個人事業者の事業用財産については、相続税の課税価格に含めないなど、抜本的な改正が必要である。</p> <p>現在も相続税、贈与税の納税猶予制度はあるものの、猶予制度ではなく、免除制度に改めるべきである。</p> <p>中小企業の株式の評価にあたっても、現行の制度では企業価値が高まるほど株価が上昇し、税負担が増大することとなるが、このような評価の在り方についても見直す必要がある。</p>
中小企業に関する税制	<p>法人税における中小企業の軽減税率（現行15%）については、現行の税率を恒久化すべきである。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を1,600万円程度に引き上げ</p>

	<p>することが望ましい。</p> <p>中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（現行300万円）を撤廃すべきである。</p>
法人税	<p>役員給与については、役員の職務執行の対価であることから、原則損金不算入としている法人税法第34条を改正し、原則損金算入とすること。</p> <p>適用額明細書については、実際に他の別表を添付していることから、二重の事務負担が生じている。事務負担の観点から廃止すべきである。</p> <p>退職給与引当金は、将来確実に発生する債務に対する引当であることから、繰入については損金算入を認めること。</p> <p>賞与引当金についても、各月において費用が発生していると認められることから、繰入について損金算入を認めること。</p>
所得税	<p>各種控除制度については、非常に複雑化しており、時代に合った形での見直しが望ましい。</p> <p>土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失について、損益通算及び繰越控除を認めること。</p>
相続税・贈与税	<p>保険金及び死亡退職金の非課税限度額（500万円×法定相続人の数）については、昭和63年度税制改正で定められたものであり、相当期間経過していることから、それぞれ1,000万円×法定相続人の数に引き上げること。</p> <p>相続開始後に発生する費用（遺言執行費用や税理士による相続税申告費用など）は、相続税の課税財産から控除すること。</p>
印紙税	<p>近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。</p>
地方税関係	<p>事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、自社所有物件であれば、固定資産税との二重課税になることから、税目自体を廃止すべきである。</p> <p>償却資産に係る固定資産税については、納税者の事務負担の觀</p>

	<p>点等から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を中小企業の少額減価償却資産（30万円）まで拡大すること。また、賦課期日を現在の毎年1月1日から、法人については各法人の事業年度末日に合わせることが望ましい。</p> <p>家屋の評価については、経過年数に応じた経年減価を加味した方法によるべきである。</p>
その他	<p>将来を担う世代の納税意識の確立や税知識の普及のためにも、租税教育を充実・強化することが望まれる。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。</p>

以上